

# 公 告

令和7年度大分河川国道事務所大分出張所・大野川出張所・ななせダム管内等における災害時等応急対策工事に関する基本協定

次のとおり公告します。

令和7年 1月14日

九州地方整備局

大分河川国道事務所長 谷川 征嗣

## 1 基本協定の概要等

### (1) 基本協定名

令和7年度大分河川国道事務所大分出張所・大野川出張所・ななせダム管内等における災害時等応急対策工事に関する基本協定

### (2) 基本協定の目的

大分河川国道事務所が管理する大分川・大野川・ななせダムの直轄管理区間において発生した災害又は災害の発生が予測された場合の応急対策（河川・ダム巡視又は応急対策工事等）に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的として行うものである。

また、大分河川国道事務所が管理する大分川・大野川・ななせダムの直轄管理区間外において広域的支援が必要となる場合は、本協定及び災害対策基本法に基づく対応を行うものである。

### (3) 基本協定区間

直轄管理区間における基本協定締結区間は表－1のとおりであり、13区間それぞれに各々の業者と基本協定を締結するものとする。なお、現場条件等で当該区間の基本協定締結業者のみでの応急対策工事の実施が困難な場合は、他区間の基本協定締結業者の協力を仰ぐこともある。また、表－1の特記事項に「ポンプ車運転運用区間」と記載している区間は、内水対策を目的とした排水ポンプ車についても運用するものとする。

(表－1) 基本協定締結区間

| 番号 | 区間名    | 基本協定締結区間 |    |                       | 距離 (km) | 特記事項                          |
|----|--------|----------|----|-----------------------|---------|-------------------------------|
| 1  | 大分川－ 1 | 大分川      | 左岸 | -0k600    ～    3k600  | 8. 4    | ポンプ車<br>運転運用<br>区間<br><br>2 台 |
|    |        |          | 右岸 | -0k600    ～    3k600  |         |                               |
| 2  | 大分川－ 2 | 大分川      | 左岸 | 3k600    ～    8k700   | 9. 7    |                               |
|    |        |          | 右岸 | 3k600    ～    7k400   |         |                               |
|    |        | 七瀬川      | 右岸 | 0k000    ～    0k800   |         |                               |
| 3  | 大分川－ 3 | 大分川      | 左岸 | 8k700    ～    11k000  | 9. 0    |                               |
|    |        |          | 右岸 | 8k700    ～    11k000  |         |                               |
|    |        | 賀来川      | 左岸 | 0k000    ～    2k200   |         |                               |
|    |        |          | 右岸 | 0k000    ～    2k200   |         |                               |
| 4  | 大分川－ 4 | 大分川      | 左岸 | 11k000    ～    16k370 | 10. 7   |                               |
|    |        |          | 右岸 | 11k000    ～    16k370 |         |                               |
| 5  | 大分川－ 5 | 大分川      | 右岸 | 7k600    ～    8k700   | 8. 1    |                               |
|    |        | 七瀬川      | 左岸 | 0k000    ～    3k900   |         |                               |
|    |        |          | 右岸 | 0k800    ～    3k900   |         |                               |

|     |        |      |             |                 |       |                               |
|-----|--------|------|-------------|-----------------|-------|-------------------------------|
| 6   | 大分川－ 6 | 七瀬川  | 左岸          | 3k900 ～ 7k400   | 7. 0  | ポンプ車<br>運転運用<br>区間<br><br>4 台 |
|     |        |      | 右岸          | 3k900 ～ 7k400   |       |                               |
| 7   | ななせダム  | 七瀬川  | ななせダム直轄管理区間 |                 |       |                               |
| 8   | 大野川－ 1 | 大野川  | 左岸          | -1k540 ～ 7k150  | 13. 2 |                               |
|     |        |      | 右岸          | -1k540 ～ 3k000  |       |                               |
| 9   | 大野川－ 2 | 大野川  | 左岸          | 7k150 ～ 9k700   | 9. 9  |                               |
|     |        |      | 右岸          | 3k000 ～ 9k700   |       |                               |
|     |        | 乙津川  | 左岸          | 8k850 ～ 9k150   |       |                               |
|     |        |      | 右岸          | 8k850 ～ 9k150   |       |                               |
| 1 0 | 大野川－ 3 | 大野川  | 左岸          | 9k700 ～ 14k850  | 13. 5 |                               |
|     |        |      | 右岸          | 9k700 ～ 14k850  |       |                               |
|     |        | 判田川  | 左岸          | 0k000 ～ 1k300   |       |                               |
|     |        |      | 右岸          | 0k000 ～ 1k300   |       |                               |
|     |        | 立小野川 | 左岸          | 0k000 ～ 0k300   |       |                               |
|     |        |      | 右岸          | 0k000 ～ 0k300   |       |                               |
| 1 1 | 大野川－ 4 | 大野川  | 左岸          | 14k850 ～ 19k000 | 8. 3  |                               |
|     |        |      | 右岸          | 14k850 ～ 19k000 |       |                               |
| 1 2 | 大野川－ 5 | 乙津川  | 左岸          | 0k000 ～ 4k000   | 7. 8  |                               |
|     |        |      | 右岸          | 0k200 ～ 4k000   |       |                               |
| 1 3 | 大野川－ 6 | 乙津川  | 左岸          | 4k000 ～ 8k850   | 9. 7  |                               |
|     |        |      | 右岸          | 4k000 ～ 8k850   |       |                               |

#### (4) 基本協定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、災害協定締結の実績等を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者を13社程度決定する。

また、評価順位の高い業者の希望（別記様式1-1・1-2）を優先し、評価順位が同じ場合は工事成績（九州地方整備局発注の過去4ヶ年度＋当該年度における工事（一般土木工事及び維持修繕工事）の平均点）の上位業者を協定締結業者として決定する。

但し、基本協定締結区間数に応募業者数が満たない場合等は、協議の上、基本協定締結区間を見直すことがある。

#### (6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

## 2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県内に建設業法上の本店又は支店等営業所が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係るB等級又はC等級、あるいは維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手

続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、令和7年4月1日時点において認定されていない者の申請は、基本協定を締結する資格を有しない者の申請として、当該申請を無効とする。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 平成31年4月以降に、元請けとして国、県または市町村等発注の近隣地域での一般土木工事又は維持修繕工事の施工実績を有すること。  
なお、近隣地域とは大分河川国道事務所管内(中津市、宇佐市、杵築市、豊後高田市、国東市、姫島村、日出町、別府市、大分市、由布市、九重町、玖珠町、日田市)をいう。  
国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。  
なお、当該実績が九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)の発注した一般土木工事又は維持修繕工事に係る実績である場合においては、工事成績通知書の評定点が65点以上であること。
- (7) 緊急業務に対応した体制の確保として災害時に3名以上の1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士を確保できること。
- (8) 必要な資材・機材確保が確認できる「資材及び機材の保有量一覧表」又は「調達計画表」の提出ができること。
- (9) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 技術資料の総合評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

### 4 基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号  
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 工務第一課  
電話：097-546-1463(直通)  
FAX：097-546-4165  
担当：工務第一課 課長 藤原 吉洋(内線311)  
同 森田 琳花(内線316)

- (2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和7年1月14日(火)から令和6年1月27日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付場所：〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号  
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 工務第一課

③交付方法：担当部局に電話連絡後、電子データによる交付

- (3) 協定締結参加申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和7年1月14日(火)から令和7年1月27日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所：上記４（１）に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

## ５ その他

- （１） 技術資料の作成要領、協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- （２） 本協定締結後において、本協定は当事務所が発注する一般土木工事又は維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- （３） 当事務所において公示を行っている他の令和７年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。
- （４） 請負契約を取り交わす時点において、基本協定締結業者が法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していること。